

HM講習

第4回（ヘリテージマネージャー育成講習会）は、このほど、福島市の県建設センターで開かれ、午前午後を通し県の文化財行政・景観行政・関係法令、歴史的建造物の保全と活用をテーマに学んだ。

金子明洋県教育庁文化財課文化財主査が「県の文化財・登録制度・補助制度」について講義した。

県内の国・県指定文化財は7月現在で704。うち建造物では国宝が1、重要文化財が国33、県79、登録有形文化財が152。

震災により148件に被害が生じたが、ほとんどが復旧着手または完了している。

建造物に対する災害復旧支援事業は①地域に根ざした文化財災害復旧支援



業（対象は登録有形文化財）②指定文化財保存活用事業（災害復旧）などがあり、①は蛇の鼻御殿など13件、②は国指定が国補助の以外、県指定は事業費の各1/2を県が補助する。国指定が小峰城、旧伊達郡役所など

形文化財を利用した地域活性化事業の場合は、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策の事業費の1/2が補助される。相統財産評価額の3/10は通常3〜4カ月かか

る。この後、価値が高まり文化財に指定されれば「登録文化財」の登録は抹消することになる。

「登録文化財」の登録は、所有者の希望に基づき市区町村、県教育委員会が国に対し意見具申を行う。文化庁、地方公共団体、建築学会、

審査会の諮問・答申を経、文化財登録原簿に登録され、官報告示を経て登録証・プレートが交付される。具申から登録まで

の耐震基準は、基準法前身为となる「市街地建築物法」に遡り、大正15年改

現在、在来構法に備った法体系となつて、伝統構法は外力を受け、木が持つ特性を

戸市など自治体では建築法3条第1項第3号の適用除外を活用し条例を導

木造建築は耐用100年以上

伝統構法 国交省、評価基準を策定へ

土木学会等、学術論文・報告などによる調査がきっかけとなる場合もあるが、国調査はほとんどなく、HMや大学関係者に

よる事前調査と所見記述が重要となる。国の文化

馬で現在、HMの協力を得て登録に向けた調査を行っているという。

追加して対応している。基準法上での「木造」は、従来の伝統構法を簡略化・発展させた木造

軸組工法（在来工法）が基本。木造軸組が耐力壁で力を負担させるた

一方、伝統構法による建築物は、既存不適格状態にあり、増築の際には

現在、日本建築士会連合会ではモデル条例を作

「登録文化財」の登録は、所有者の希望に基づき市区町村、県教育委員会が国に対し意見具申を行う。文化庁、地方公共団体、建築学会、

抹消することになる。「登録文化財」の登録は、所有者の希望に基づき市区町村、県教育委員会が国に対し意見具申を行う。文化庁、地方公共団体、建築学会、

規定が新設され、これを自然な形で応じるなどの利点もあり、正しい評価

更の規制および保存のための措置」つまり保存活用計画が必要となる。

現在、日本建築士会連合会ではモデル条例を作

成し、支援に当たつており、歴史的建築物活用ネットワークや地域のHM

活用が必要となる。県文化財保存審議会（建築物担当）を務める

狩野重氏は「文化財建造物の調査・修復と保全」と題し、震災後の建造物

調査から話した。故草野和夫東北工業大学教授の

後任として審議委員に就いたが資料がなく、県内

視察を一巡したところで震災が起こったという。

「古い材木を使い、移築して何かを行うという発想はそろそろ終わりに

してほしい」「日本固有の気候の中で培った在来

また、HMは正確な技術知識の継承とともに、自然素材や地域社会、生態系の保存までもその範囲であり、「標準化」というまがい物から「個性」を確立した上で、新たな展開へと導く役目を持つと主張した。



（上から）終日行われた第4回HM講習と金子氏、齋藤氏、狩野氏

合（構造耐力、内装制限、換気・排煙）④消防法（消火器、誘導灯）といった課題をクリアすることが要求される。

このため、京都市や神戸市など自治体では建築法3条第1項第3号の適用除外を活用し条例を導

りから外す事例もみられるが、これには「現状変更の規制および保存のための措置」つまり保存活用計画が必要となる。

現在、日本建築士会連合会ではモデル条例を作

成し、支援に当たつており、歴史的建築物活用ネットワークや地域のHM

活用が必要となる。

県文化財保存審議会（建築物担当）を務める

冊程度しか作成せず、国レベルの図書館にしか置いておらず、日本建築学会では調査した建造物を

データベース化して行うべきと話した。

また、HMは正確な技術知識の継承とともに、

自然素材や地域社会、生態系の保存までもその範囲であり、「標準化」と

いうまがい物から「個性」を確立した上で、新たな

展開へと導く役目を持つと主張した。